



金沢市公報

号外第12号の6

平成19年(2007年)3月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番地1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		ページ
●規則		○金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	(長寿福祉課) 8
○金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	(保険年金課) 1	○金沢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	(障害福祉課) 9
○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則	(介護保険課) 3	○金沢市勤労者住宅建設資金融資条例施行規則等の一部を改正する規則	(労働政策課) 14
○金沢市援護規則の一部を改正する規則	(生活支援課) 4	○金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則	(地域保健課) 15
○金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	(こども福祉課) 4	○金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則	(緑と花の課) 15
○金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則	() 7	○金沢市収入役の職務を代理する上席の出納員を定める規則を廃止する規則	(会計課) 16
○金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則の一部を改正する規則	(障害福祉課) 8		

規 則

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第39号

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市国民健康保険条例施行規則(昭和34年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第13条の2中「徴収吏員」を「徴収職員」に改め、同条第2号中「保険年金課」を「健康保険課」に、「事務吏員」を「職員」に改める。

第13条の3の見出し中「徴収吏員」を「徴収職員」に改め、同条中「徴収吏員が」を「徴収職員は、」に改め、「権限」の次に「に基づく徴収金の徴収事務」を加え、「徴収吏員」を「当該徴収職員」に、「について」を「に関して財産の差押えを行う場合においてはその命令を受けた徴収職員であることを」に改める。

第18条中「指定吏員」を「指定職員」に改める。

第1号様式を同様式その1とし、同様式に次のように加える。

その2

出産育児一時金支給申請書（受取代理用）

一金
 上記金額の支給を申請します。
 年 月 日
 （あて先）金沢市長

申請人 住 所
 世帯主氏名 ㊟

被 保 険 者 証	記 号	番 号	
妊 娠 週 数	妊 娠 第 週		
出 産 予 定 日	年 月 日		
出産を予定している被保険者氏名		世帯主との続柄	
出 産 に 係 る 医 療 機 関 等	所在地 名称		

委 任 状

年 月 日

甲は、医療機関等である乙を代理人と定め、次の権限を委任します。
 甲が支給申請する出産育児一時金のうち、乙が甲に対して出産に関し請求する費用の額の受領に関すること。

甲（世帯主） 住所 氏名 ㊟

乙（医療機関等） 所在地 名称 代表者 ㊟

医療機関等の 支払金融機関	銀 行 信用金庫 農 協	支 店	口座種別	口座番号
	口 座 名 義			

第3号様式その1第5葉～第6葉、その2第5葉～第14葉、その3第5葉～第14葉及びその4第6葉、第5号様式（表）、第5号様式の2並びに第6号様式中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

第7号様式の2中「国民健康保険料徴収吏員証」を「国民健康保険料徴収職員証」に改める。

第7号様式の3中「国民健康保険料滞納者不正利得徴収金財産差押吏員証」を「国民健康保険料滞納者不正利得徴収金財産差押職員証」に改める。

第11号様式その1（表）中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の第6号様式の書式による用紙は、前項の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 4 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市国民健康保険条例施行規則の規定による納入通知書等は、改正後の金沢市国民健康保険条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第40号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第9条中「徴収吏員」を「徴収職員」に改め、同条第2号中「事務吏員」を「職員」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「徴収吏員」を「徴収職員」に改める。

様式第6号その1（表）中「介護保険調査員証」を「介護保険認定調査員証」に、「第27条第2項前段に規定する調査に従事する者」を「の規定に基づく本市の認定調査員」に改め、同その1（裏）中「第27条」を「第27条第2項、第28条第4項、第29条第2項、第32条第2項、第33条第4項及び第33条の2第2項」に改め、同様式その2（表）中「介護保険調査員証」を「介護保険認定調査員証」に、「第28条第5項の規定により、本市の委託を受けて同条第4項において準用する介護保険法第27条第2項前段に規定する調査に従事する者」を「の規定に基づき、本市の委託を受けた要介護認定及び要支援認定に係る調査員」に改め、同その2（裏）中「第27条並びに第28条第4項及び第5項」を「第28条第5項及び第33条第4項の条文又は同法第24条の2第1項」に改め、同様式その3を削る。

様式第24号その1第1葉（表）中「介護保険料納入通知書（暫定）」を「介護保険料（暫定）納入通知書」に改め、同その1第3葉～第4葉中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改め、同様式その2第1葉（表）中「介護保険料納入通知書（本算定）」を「介護保険料（本算定）納入通知書」に改め、同その2第3葉～第12葉中「第3葉～第12葉」を「第3葉以降」に、「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改め、同様式その3第1葉（表）中「介護保険料納入通知書（更正・決定）」を「介護保険料（更正・決定）納入通知書」に改め、同その3第2葉（表）中「基準」を「基礎」に改め、同その3第5葉～第14葉中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改め、同様式その4第1葉（表）中「介護保険料納入通知書（随時分）」を「介護保険料（随時分）納入通知書」に改め、同その4第2葉（表）中「基準」を「基礎」に改め、同その4第3葉中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改め、同様式その5に備考として次のように加える。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた様式を用いることができる。

様式第24号その6に備考として次のように加える。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた様式を用いることができる。

様式第24号その7第1葉（表）中「介護保険料納入通知書（更正・決定）」を「介護保険料（更正・決定）納入通知書」に改める。

様式第33号から様式第35号までの規定中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

様式第37号（表）中「介護保険料徴収吏員証」を「介護保険料徴収職員証」に、「徴収吏員で」を「徴収職員で」に改める。

様式第38号（表）中「介護保険料滞納者不正利得徴収金財産差押吏員証」を「介護保険料滞納者不正利得徴収金財産差押職員証」に、「徴収吏員」を「徴収職員」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市介護保険規則の規定による納入通知書等は、改正後の金沢市介護保険規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市援護規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第41号

金沢市援護規則の一部を改正する規則

金沢市援護規則（昭和32年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「特殊教育学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第42号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第5項第3号中「措置された児童（者）」の次に「、法第24条の2に規定する指定知的障害児施設等に入所等をしている児童、障害者自立支援法第6条に規定する自立支援給付（同法第5条第5項に規定する療養介護及び療養介護医療、同条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援並びに同条第15項に規定する就労継続支援に係るものに限る。）の受給者及び同法附則第22条に規定する特定旧法受給者」を加え、同号ウの次に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表第2の備考第6項第2号中「300,000円」を「350,000円」に改める。

別表第4の備考第8項第3号中「措置された児童（者）」の次に「、法第24条の2に規定する指定知的障害児施設等に入所等をしている児童、障害者自立支援法第6条に規定する自立支援給付（同法第5条第5項に規定する療養介護及び療養介護医療、同条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援並びに同条第15項に規定する就労継続支援に係るものに限る。）の受給者及び同法附則第22条に規定する特定旧法受給者」を加え、同号に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表第4の備考第9項中「措置されている場合」の次に「（次項の規定に該当する場合を除く。）」を加え、同備考第10項中「別表第7」を「別表第5」に改め、同項を同備考第11項とし、同備考第9項の次に次の1項を加える。

10 措置児童等の属する世帯の扶養義務者が法第24条の2に規定する障害児施設給付費の支給を受けている場合においては、この表の規定による当該世帯における措置児童等の徴収金月額（同条に規定する指定知的障害児施設等に入所等をしている児童等にあつては、相当する施設への措置とみなしてこの表の規定により算定した徴収金月額とする。）の合算額が障害児施設に係る社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施について（平成18年厚生労働省障発児第0403002号）を適用後のその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は、当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を超えるときはその額から利用者負担額を差し引いた額を当該世帯の徴収金の額とし、その額が利用者負担額以下のときは0円を当該世帯の徴収金の額とする。

様式第5号の2を次のように改める。

様式第5号の2 (第6条の2関係)

障害児施設給付費(障害児施設医療費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

児童福祉法に規定する障害児施設給付費(障害児施設医療費)の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ				生年月日	年 月 日
	氏 名	㊟				
	居 住 地					
フリガナ					生年月日	年 月 日
支給申請に係る障害児氏名					続 柄	
身体障害者手帳等級	級	療育手帳等級	A・B	精神障害者保健福祉手帳等級	級	
被保険者証の記号及び番号(※)					保険者名及び番号(※)	

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、障害児施設医療を申請する場合に記入してください。

サ リ 用 の 状 況	障害福祉サービス (居宅サービス)	利用中のサービスの種類と内容等					
	障害児施設支援 (施設サービス)	利用中の施設名等					
申 請 す る サ ー ビ ス の 種 類	障 害 児 施 設 給 付 費	申請する支援の種類・申請に係る具体的内容					
		種 類	<input type="checkbox"/> 知的障害児施設	<input type="checkbox"/> 第1種自閉症児施設	<input type="checkbox"/> 第2種自閉症児施設		
			<input type="checkbox"/> 知的障害児通園施設	<input type="checkbox"/> 盲児施設	<input type="checkbox"/> ろうあ児施設		
			<input type="checkbox"/> 難聴幼児通園施設	<input type="checkbox"/> 肢体不自由児施設 (入所・通所)	<input type="checkbox"/> 肢体不自由児療護施設		
	<input type="checkbox"/> 肢体不自由児通園施設		<input type="checkbox"/> 重症心身障害児施設	<input type="checkbox"/> 指定医療機関 (肢体不自由児・重症心身障害児)			
	具 体 的 内 容						

備考 該当する□の中にレ印を付けてください。

(裏面に続く。)

申 請 す る 減 免 の 種 類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定（下記Ⅱの軽減措置適用前） 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○を付けてください。いずれにも該当しない場合は、空欄としてください。）	
	1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの	
	<input type="checkbox"/> II 障害児施設等軽減に関する認定 下記のいずれにも該当するため、障害児施設等軽減を申請します。	
	1 在宅において生活する者又は20歳未満の施設入所者 2 市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村民税課税世帯のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が10万円（注1）未満の者 3 申請者（障害児の保護者又は障害者）及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の不動産（親族等が現に居住する不動産を除く。）等以外の資産を有さないこと。 4 申請者（障害児の保護者又は障害者）及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等の額が次の額以下の者 ア 申請者の属する世帯が単身世帯であるもの・・・500万円 イ 申請者の属する世帯が2人以上の世帯であるもの・・・1,000万円	
	<input type="checkbox"/> III 個別減免・医療型個別減免に関する認定 下記の1、2のいずれかに該当するため、個別減免・医療型個別減免を申請します。	
1 施設を利用する方が20歳以上の場合（下記項目を満たすこと。） (1) 施設入所者（注2）若しくは医療型施設入所者（注3）であること。（年齢 歳） (2) 市町村民税非課税世帯の者 (3) 一定の資産を有していないこと。 ア 預貯金等の額が500万円以下であること。 イ 不動産を所有していないこと（親族等が現に居住する不動産を除く）。	2 施設を利用する方が20歳未満の場合 (1) 医療型施設入所者であること。 (年齢 歳)	
<input type="checkbox"/> IV 特定入所障害児食費等給付費に関する認定（医療型施設は除く。） 下記のいずれにも該当するため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。		
〈施設を利用する方が20歳以上の場合〉 1 施設入所者であること。（年齢 歳） 2 市町村民税非課税世帯の者	〈施設を利用する方が20歳未満の場合〉 1 施設入所者であること。（年齢 歳）	
<input type="checkbox"/> V 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置、特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特例補足給付）を申請します。 ＊福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。		

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請してください。

（注1）平成19年度税制改正により所得割額が16万円に変更されます。

（注2）対象施設は、障害児施設給付費の対象となる入所施設（通所施設は除きます。）

（注3）対象施設は、障害児施設給付費及び障害児施設医療費の対象となる入所施設（通所施設は除きます。）

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
フリガナ	-----		申請者との関係
氏 名			
住 所			

様式第5号の3中「障害児」を「児童」に、「利用者負担上限月額」を「負担上限月額」に、「社会福祉法人等による軽減措置の適用」を「食事提供加算対象者」に、「軽減適用期間」を「適用期間」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第5号の2及び様式第5号の3の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2及び別表第4の規定は、平成18年10月分からの徴収金について適用する。

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第43号

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則(平成10年規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「8,000円」を「9,000円」に、「13,600円」を「15,300円」に、「40,000円」を「45,000円」に、「64,000円」を「72,000円」に、「76,000円」を「85,500円」に、「112,000円」を「126,000円」に、「160,000円」を「180,000円」に、「408,000円」を「459,000円」に改め、同表の備考第2項中「昭和22年法律第175号)及び」の次に「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の」を加え、同項第2号中「並びに第41条の2」を、「第41条の2並びに第41条の19の2」に改め、同備考第3項を次のように改める。

- この表の規定にかかわらず、同一世帯における保育料算定対象児童(当該同一世帯における保育児童、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定こども園に入所している児童及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の9第1項に規定する知的障害児施設等(通所によるものに限る。)を利用している児童(小学校就学の始期に達するまでのものに限る。以下「施設利用児童」という。)をいう。以下同じ。)が2人以上の場合の当該世帯の保育児童の保育料(月額)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 当該保育児童が保育料算定対象児童のうち、最も年長となる場合(最も年長となる保育児童が2人以上の場合は、そのうちの1人に限る。) この表に定める保育料の額
- 当該保育児童が保育料算定対象児童のうち、最も年長となるものの次に年長となる場合(最も年長となる保育児童が2人以上の場合は、前号の規定により1人に限ることとされた保育児童以外の保育児童のうちの1人を次に年長となる保育児童とし、次に年長となる保育児童が2人以上の場合(最も年長となる保育児童が2人以上の場合を除く。)は、そのうちの1人に限る。)。ただし、最も年長となる保育料算定対象児童(保育児童を除く。)が2人以上の場合を除く。この表に定める保育料の額の2分の1(最も年長となる保育料算定対象児童が3歳未満児の場合は、3分の1)の額(この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)
- 前2号に掲げる場合以外の場合 0円

別表第1の備考第4項第2号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表第1の備考中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の場合において、保育料算定対象児童のうちに施設利用児童がいるときは、当該施設利用児童を当該同一世帯で最も年長となる保育料算定対象児童とみなして同項の規定を適用する。ただし、施設利用児童が2人以上の場合は、そのうちの1人に限り保育料算定対象児童に含めるものとする。

様式第1号中「記録」の次に「及び住民記録」を加え、「所得のある方」を「18歳以上の方」に改める。

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定は、平成19年4月分からの保育料について適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第44号

金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則（昭和57年規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

1 基本使用料

団 体 使 用			個 人 使 用		
専用面	使用の単位	金 額	使用の単位	金 額	
				一般	高校生以下
半面	1時間	630円	1回3時間	100円	50円

- 中学生以下の団体（中学生以下の者の集まりであって、市長が適当であると認めるものをいう。）が使用する場合の基本使用料は、前項の表の規定にかかわらず、同表の基本使用料の2分の1に相当する額とする。
- 使用の単位が1時間として定められている場合において、使用時間が1時間に満たないときは1時間とする。

摘要

- この表の規定による額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料とする。
- 前項の使用料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則の規定に基づき施行日以後の金沢市障害者高齢者体育館の使用に係る使用料を既に納付している者については、当該既納の使用料の額から改正後の金沢市障害者高齢者体育館条例施行規則の規定に基づく金沢市障害者高齢者体育館の使用に係る使用料の額を控除した額を還付するものとする。

金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第45号

金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市老人福祉法施行細則（平成8年規則第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1条の6」を「第1条の7」に改める。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 改正後の金沢市老人福祉法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に養護老人ホームに入所する被措置者から徴収する費用の額について適用し、同日前に養護老人ホームに入所した被措置者から徴収する費用の額については、なお従前の例による。

金沢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第46号

金沢市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

金沢市障害者自立支援法施行細則（平成18年規則第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「6」を「4」に改め、同条第2項中「5人」を「6人以内」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条、第17条関係）

介護給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

年 月 日

（あて先）金沢市長

障害者自立支援法に規定する介護給付費（訓練等給付費・特定障害者特別給付費・療養介護医療費）の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ				生年月日	年	月	日
	氏名	④						
	居住地							
支給申請に係る障害児氏名	フリガナ				生年月日	年	月	日
					続柄			
身体障害者手帳等級	級	療育手帳等級	A・B	精神障害者保健福祉手帳等級	級			
障害基礎年金の受給の有無			有（ ）級・無					
被保険者証の記号及び番号（※）				保険者名及び番号（※）				

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入してください。

利用の状況	障害福祉関係サービス	障害程度区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間		
	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護 1 2 3 4 5		
申請するサービス	区分	サービスの種類				申請に係る具体的内容	
	訪問系・その他	介護給付費		訓練等給付費			
		<input type="checkbox"/> 居宅介護	/				
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護					
		<input type="checkbox"/> 行動援護					
		<input type="checkbox"/> 児童デイサービス					
<input type="checkbox"/> 短期入所							
<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援							

日中活動系	<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練）
	<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練（生活訓練）
		<input type="checkbox"/> 就労移行支援
		<input type="checkbox"/> 就労継続支援（A型）
		<input type="checkbox"/> 就労継続支援（B型）
居住系	<input type="checkbox"/> 共同生活介護（ケアホーム）	<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）
	<input type="checkbox"/> 施設入所支援	
旧法施設支援	<input type="checkbox"/> 身体障害者更生施設（入所・通所）	<input type="checkbox"/> 身体障害者療護施設（入所・通所）
	<input type="checkbox"/> 身体障害者授産施設（入所・通所）	<input type="checkbox"/> 知的障害者更生施設（入所・通所）
	<input type="checkbox"/> 知的障害者授産施設（入所・通所）	<input type="checkbox"/> 知的障害者通勤寮
<input type="checkbox"/> 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する福祉施設		

備考 該当する□の中にレ印を付けてください。

(裏面に続く。)

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地			

(※) 主治医の欄は、介護給付費（旧法指定施設を除く。）を申請する場合に記入してください。

申請する減免の種類	所得区分認定	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定（下記IIの軽減措置適用前） 下記の区分の適用を申請します。 （該当するものに○を付ける。いずれにも該当しない場合は空欄とすること。） 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの
	通所施設・在宅サービス等軽減	<input type="checkbox"/> II 通所施設・在宅サービス等軽減（注1）に関する認定 下記のいずれにも該当するため、通所施設・在宅サービス等軽減を申請します。 1 在宅において生活する者又は20歳未満の入所者 2 市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村民税課税世帯に属する者のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が10万円（平成19年7月以降の利用に係る申請にあっては、16万円（予定））未満のもの 3 申請者（障害者又は障害児の保護者）及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の不動産（親族等が現に居住する不動産）等以外の資産を有さないこと。 4 申請者（障害者又は障害児の保護者）及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等の額が次の額以下であること。 ア 申請者の属する世帯が単身世帯であるもの 500万円 イ 申請者の属する世帯が2人以上の世帯であるもの 1,000万円
	個別減免	<input type="checkbox"/> III 個別減免に関する認定 下記のいずれにも該当するため、個別減免を申請します。 1 グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者（注2）（20歳以上）並びに宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行を受けている者 2 市町村民税非課税世帯の者 3 一定の不動産（親族等が現に居住する不動産）等以外の資産を有さないこと。 4 預貯金等の額が500万円以下であること。

特別給付費特定障害者	<input type="checkbox"/> IV 特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(入所施設の食事軽減措置) 下記のいずれにも該当するため、特定障害者特別給付費を申請します。	
	<20歳以上の方> 1 施設入所者(注2)であること。(年齢 歳) 2 市町村民税非課税世帯の者	<20歳未満の方> 1 施設入所者(注2)であること。 (年齢 歳)
移行予防措置への生活保護	<input type="checkbox"/> V 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(<input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置)を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	
世帯範囲の特例	<input type="checkbox"/> 下記のいずれにも該当するため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみの世帯とすることを申請します。 1 税制上、障害者が同一の世帯に属する者の扶養控除の対象となっていない。 2 医療保険制度において、同一の世帯に属する者の被扶養者となっていない。	

(注1) 次のサービスを受けている者については、通所施設・在宅サービス等軽減の対象となりません。

施設入所支援(20歳以上の者)、グループホーム、ケアホーム、宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練又は精神障害者退院支援施設利用型就労移行、旧法施設支援(入所者で20歳以上の者)

(注2) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設、特定旧法指定施設)

※特定障害者特別給付費については、知的障害者通勤寮入所者は対象となりません。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所			

備考

- 該当するの中にレ印を付けてください。
- 事実関係を確認できる書類を添付してください。

様式第3号中「社会福祉法人等による軽減措置の適用」を「食事提供体制加算対象者」に、「軽減適用期間」を「適用期間」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第10条関係)

介護給付費等支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

現に受けている支給決定事項を変更したいので、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ	-----		生年月日	年 月 日
	氏名	Ⓧ			
	居住地				
支給申請に係る障害児氏名	フリガナ	-----		生年月日	年 月 日
	続柄				
身体障害者手帳等級	級	療育手帳等級	A・B	精神障害者保健福祉手帳等級	級
障害基礎年金の受給の有無			有()級・無		
被保険者証の記号及び番号(※)			保険者名及び番号(※)		

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び保険者番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入してください。

利用の状況	障害福祉関係サービス	障害程度区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間
	介護保険サービス	利用中のサービスの種類と内容等			
変更の理由	介護保険サービス	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 () ・要介護 1 2 3 4 5
	障害福祉関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等			
申請するサービス	区分	サービスの種類			申請に係る具体的内容
		介護給付費		訓練等給付費	
	訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護		/	
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護			
		<input type="checkbox"/> 行動援護			
		<input type="checkbox"/> 児童デイサービス			
		<input type="checkbox"/> 短期入所			
		<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援			
	日中活動系	<input type="checkbox"/> 療養介護		<input type="checkbox"/> 自立訓練 (機能訓練)	
		<input type="checkbox"/> 生活介護		<input type="checkbox"/> 自立訓練 (生活訓練)	
		<input type="checkbox"/> 就労移行支援			
		<input type="checkbox"/> 就労継続支援 (A型)			
居住系	<input type="checkbox"/> 共同生活介護 (ケアホーム)		<input type="checkbox"/> 共同生活援助 (グループホーム)		
	<input type="checkbox"/> 施設入所支援				
旧法施設支援	<input type="checkbox"/> 身体障害者更生施設 (入所・通所)		<input type="checkbox"/> 身体障害者療護施設 (入所・通所)		
	<input type="checkbox"/> 身体障害者授産施設 (入所・通所)		<input type="checkbox"/> 知的障害者更生施設 (入所・通所)		
	<input type="checkbox"/> 知的障害者授産施設 (入所・通所)		<input type="checkbox"/> 知的障害者通勤寮		
<input type="checkbox"/> 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する福祉施設					

備考 該当する□の中にレ印を付けてください。

(裏面に続く。)

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地			

(※) 主治医の欄は、介護給付費 (旧法指定施設を除く。) を申請する場合に記入してください。

申請する減免の種類	所得区分認定	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 (下記IIの軽減措置適用前) 下記の区分の適用を申請します。 (該当するものに○を付ける。いずれにも該当しない場合は空欄とすること。)
		<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの

通所施設・在宅サービス等軽減	<input type="checkbox"/> II 通所施設・在宅サービス等軽減(注1)に関する認定 下記のいずれにも該当するため、通所施設・在宅サービス等軽減を申請します。 1 在宅において生活する者又は20歳未満の入所者 2 市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村民税課税世帯に属する者のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が10万円(平成19年7月以降の利用に係る申請にあっては、16万円(予定)未満のもの) 3 申請者(障害者又は障害児の保護者)及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の不動産(親族等が現に居住する不動産)等以外の資産を有さないこと。 4 申請者(障害者又は障害児の保護者)及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の預貯金等の額が次の額以下であること。 ア 申請者の属する世帯が単身世帯であるもの 500万円 イ 申請者の属する世帯が2人以上の世帯であるもの 1,000万円			
個別減免	<input type="checkbox"/> III 個別減免に関する認定 下記のいずれにも該当するため、個別減免を申請します。 1 グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者(注2)(20歳以上)並びに宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行を受けている者 2 市町村民税非課税世帯の者 3 一定の不動産(親族等が現に居住する不動産)等以外の資産を有さないこと。 4 預貯金等の額が500万円以下であること。			
特別給付費特定障害者	<input type="checkbox"/> IV 特定障害者特別給付費(補足給付)に関する認定(入所施設の食事軽減措置) 下記のいずれにも該当するため、特定障害者特別給付費を申請します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <20歳以上の方> 1 施設入所者(注2)であること。(年齢 歳) 2 市町村民税非課税世帯の者 </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <20歳未満の方> 1 施設入所者(注2)であること。(年齢 歳) </td> </tr> </table>		<20歳以上の方> 1 施設入所者(注2)であること。(年齢 歳) 2 市町村民税非課税世帯の者	<20歳未満の方> 1 施設入所者(注2)であること。(年齢 歳)
<20歳以上の方> 1 施設入所者(注2)であること。(年齢 歳) 2 市町村民税非課税世帯の者	<20歳未満の方> 1 施設入所者(注2)であること。(年齢 歳)			
移行予防措置 生活保護への	<input type="checkbox"/> V 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(<input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置)を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。			
世帯範囲の特例	<input type="checkbox"/> 下記のいずれにも該当するため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみの世帯とすることを申請します。 1 税制上、障害者が同一の世帯に属する者の扶養控除の対象となっていない。 2 医療保険制度において、同一の世帯に属する者の被扶養者となっていない。			

(注1) 次のサービスを受けている者については、通所施設・在宅サービス等軽減の対象となりません。

施設入所支援(20歳以上の者)、グループホーム、ケアホーム、宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練又は精神障害者退院支援施設利用型就労移行、旧法施設支援(入所者で20歳以上の者)

(注2) 対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設(障害者支援施設、特定旧法指定施設)

※特定障害者特別給付費については、知的障害者通動寮入所者は対象となりません。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所			

備考

- 1 該当する□の中にレ印を付けてください。
- 2 事実関係を確認できる書類を添付してください。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市勤労者住宅建設資金融資条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第47号

金沢市勤労者住宅建設資金融資条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢市勤労者住宅建設資金融資条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市勤労者住宅建設資金融資条例施行規則(昭和42年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中

自己資金等	計	自己資金	住宅金融公庫	年金	民間ローン	親戚知人	その他	を
	② 円	円	円	円	円	円	円	
取扱金融機関								

自己資金等

計	自己資金	年金	民間ローン	親戚知人	その他	に改める。
② 円	円	円	円	円	円	
取扱金融機関						

(金沢市都市計画事業に伴う住宅建設資金融資条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市都市計画事業に伴う住宅建設資金融資条例施行規則(昭和55年規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

資金計画	申 込 額	千円	を
	自 己 資 金		
	移 転 補 償 金 等		
	住 宅 金 融 公 庫 借 入 金		
	そ の 他 の 借 入 金		
計			

資金計画

申 込 額	千円	に改める。
自 己 資 金		
移 転 補 償 金 等		
借 入 金		
計		

(金沢市建売住宅に関する規則の一部改正)

第3条 金沢市建売住宅に関する規則(平成7年規則第27号)の一部を次のように改正する。

第12条を削る。

第13条中「(公庫の融資を受けて住宅を購入する者にあつては、当該内金及び公庫融資金)」を削り、同条を第12条とする。

第14条中「第12条第3項又は」を削り、同条を第13条とする。

第15条を第14条とする。

第16条中「第13条第1項」を「第12条第1項」に改め、「(購入者が公庫の融資を受けて住宅を購入する場合にあつては、当該内金及び残金並びに公庫融資金)」を削り、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第48号

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則(平成9年規則第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第20号を第21号とし、第16号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同項第15号中「結核診査協議会及び」を削り、同号を同項第16号とし、同項中第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 食育施策の総合的な推進及び連絡調整に関する事項

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第49号

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公園条例施行規則(昭和39年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「体育会館を」を「野球場又は体育会館(以下「野球場等」という。)を」に、「体育会館の」を「野球場等の」に改め、同条第2項、第4項及び第5項中「体育会館」を「野球場等」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

施 設 名		使 用 区 分	
		専用面	1回の使用時間
野球場	会議室		3時間以内
体育会館	体育館	半面	3時間以内
	会議室	第1会議室	3時間以内
		第2会議室	
第3会議室			

様式第8号中

室内練習場	時 分 ~ 時 分	主催者 (申請者と異なる場合)	を
夜 間 全 灯	時 分 ~ 時 分		

室内練習場	時 分 ~ 時 分	主催者 (申請者と異なる場合)	に
会議室	時 分 ~ 時 分		
夜 間 全 灯	時 分 ~ 時 分		

改める。

様式第16号中

室内練習場	時 分 ~ 時 分	を
-------	-----------	---

室内練習場	時 分 ~ 時 分	に
会議室	時 分 ~ 時 分	

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第8号及び様式第16号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市収入役の職務を代理する上席の出納員を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第50号

金沢市収入役の職務を代理する上席の出納員を定める規則を廃止する規則

金沢市収入役の職務を代理する上席の出納員を定める規則 (昭和50年規則第32号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年(2007年)3月30日 印刷	発行人	金 沢 市
平成19年(2007年)3月30日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地	カネモト印刷(株)